

# 婚外子差別にNo! 電話相談



2014年

7月31日 8月28日

9月25日 10月23日

11月27日 12月11日

午後2時～8時（毎月木曜日）

婚外子相続分差別規定はなくなりました！

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。→チェックしないで受理される方法があります。

2004年11月の出生届から、戸籍の続き柄は全員、長女・長男になりました。それ以前の婚外子の戸籍の続き柄は、女・男から長女・長男に直せます。

戸籍の続き柄を変更したのに、前の記載が残っていて、いや！→前の記載を消せますよ。

事実婚をするには、どうしたらいいの？

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままでも大丈夫です！  
→窓口で変更をと言われても、そのままにできます。

私たちは婚外子差別の撤廃と女性の多様な生き方の実現を求めて丸25年取り組んできました。住民票の続柄差別は撤廃され、戸籍の続柄も一部改善され（差別記載は今なお維持）しました。国連人権委員会は婚外子差別法制度撤廃を繰り返し勧告しています。

昨年9月4日、最高裁は裁判官全員一致で民法の婚外子相続差別規定を憲法違反とし、国会はこの規定を12月5日に廃止しました（12月11日公布施行）。婚外子差別の源であった規定が廃止され、明治以来の婚外子相続差別に終止符が打たれました。

それでも出生届の差別記載や戸籍の続柄差別記載などの婚外子差別制度は維持されており、これらの撤廃に向けこれからも取り組んでいきます。

この丸2年「婚外子差別にNo! 電話相談」に取り組み、毎回相談が寄せられています。わからないこと疑問に思っていることなど、どうぞお電話ください！！

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合せ先 Eメール [kouryu2-kai@ac.auone-net.jp](mailto:kouryu2-kai@ac.auone-net.jp)

取次先 FAX & 電話 03-3302-9219（夜間）

042-527-7870

皆さんの声をお待ちしています！